

こころと体のリフレッシュ講座のご案内

当支部では、所属所等が組合員の心身の健康保持・増進を目的とする講座を開催する場合、講師派遣等の支援を行っています。

支援内容 (助成限度額: 1講座当たり3万円)

① 講師派遣

支部が講師の斡旋をはじめ、講師への謝礼・交通費の支払手続きを行います。
※講座テーマ(例) メンタルヘルス、栄養管理、腰痛・肩こり等予防、ヨガ など

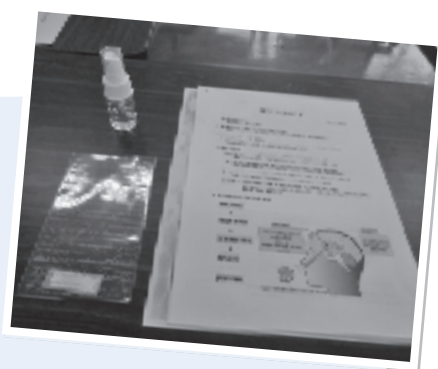
② 費用助成

講師への謝礼・交通費のほか、会場使用料、資料代、材料代を助成します。
講師への謝礼・交通費の支払いは支部が代行することもできますが、その他経費の支払いは講座を主催する所属所等で行っていただきます。
※ 講座テーマ(例) コーヒーや紅茶、アロマオイル等で心身をリフレッシュ など

◆ 支部からのお願い! ◆

講座の内容によっては支援の対象とならない場合があります。
講座を計画される際は、正式申請前に、必ず当支部までその旨連絡をお願いします。
なお、申請期限は、開催希望日の2か月前(費用助成の場合は1か月前)です。

詳細は、平成31年度「こころと体のリフレッシュ講座」開催支援事業実施要領をご確認ください。当支部HPにも掲載しています。



お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882

〈目次〉 Contents!

表紙	こころと体のリフレッシュ講座のご案内	6	標準報酬月額とは?
2	平成30年度教職員定期健康診断受診結果のお知らせ	7	年金待機者登録について
3	令和元年度特定健康診査・特定保健指導のご案内	8-9	平成30年度 決算概要
4	共済組合・互助会の貸付のご案内	10	被扶養者の資格確認を実施します
5	リフレッシュ補助券について		
	入学祝金について		

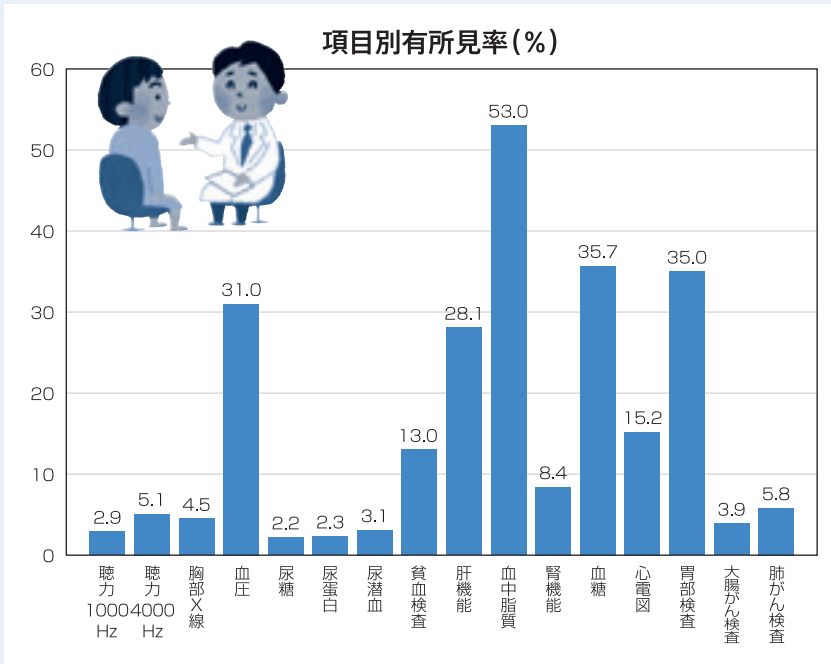


平成30年度教職員定期健康診断受診結果のお知らせ

昨年度の定期健康診断の受診者は、市町村立学校5,206人、県立学校3,200人、県教育委員会事務局436人、合計8,842人で受診対象者の99.9%の方が受診されました。健診結果は以下のとおりでした。

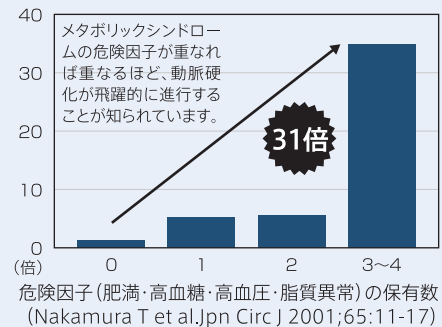
項目別“有所見該当者”率(%)

「有所見」とは、「異常なし」以外の「要観察」・「要精密検査」・「要治療」等、何らかの所見があることをいいます。



内臓脂肪の蓄積に加え、高血糖、脂質異常、高血圧の危険因子が2つ以上ある状態を**メタボリックシンドローム**といいます。放置しておくとも**動脈硬化**が急速に進行し、**心臓病**や**脳卒中**などの発症リスクが飛躍的に高まります。(下図)

危険因子が0のときのリスクを1.0とした場合の「心臓病発症リスク」



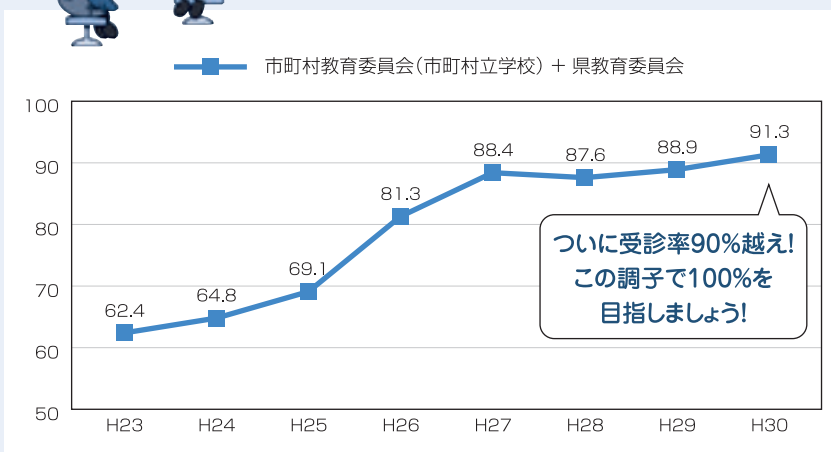
高血圧は動脈硬化の原因の一つであり、高血圧状態が続くと、血管が傷ついたり、心臓に負担がかかったりします。また、体重を1kg減らせば、血圧が約4mmHg下がるとも言われています。食習慣や生活習慣を見直し、できるところから改善してみましょう。

血中のコレステロールや中性脂肪の割合に異常が生じて血液の流れが悪くなった状態が**脂質異常症**です。何の自覚症状もなく悪化するため、血液検査の結果に注意し、血管の健康を守っていきましょう。

ピロリ菌は胃潰瘍や十二指腸潰瘍を持つ人の80~90%が感染していると言われています。胃腸に不安を感じたら、まずはピロリ菌検査を受け、感染の有無を確認しましょう。



精密検査受診率の推移(%)



「要精検、要医療」の皆様へ!

自覚症状がなくても、重大な病気が潜んでいる可能性があります。

健診結果を持って、かかりつけ医や病院を受診しましょう♪



お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882・2816

令和元年度特定健康診査・特定保健指導のご案内

被扶養者 「特定健康診査」の受診券を配付しております【無料】



コーハーくん

平成31年4月1日現在で39歳から74歳までの被扶養者の方に、組合員の所属所を通して「特定健康診査受診券(有効期限: R.2.2.29)」を配付しております。

「受診券」を使うことで、特定健診は**無料**で受ける事が出来ます。

生活習慣病の予防・早期発見のため、積極的に特定健診を受けましょう!

- ◆ 受診したい健診機関に事前に受診日時を予約してください。
- ◆ 受診の際は「受診券」と「被保険者証」を忘れずに持参してください。
(※被扶養者資格を喪失した日以降は受診できません。)
- ◆ 市町村検診でも受診出来る場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。
- ◆ 詳細は、受診券に同封の案内文または当支部HPをご覧ください。

組合員と被扶養者 「特定保健指導」を受診しましょう!【無料】



スズちゃん

特定健診(組合員は定期健診や人間ドックで代替)の結果、メタボのリスクがあると判明した方に、「特定保健指導利用券(有効期限: R.2.3.31)」を順次、配付いたします。

特定保健指導では、管理栄養士等の専門家がみなさまの健康や生活習慣の改善に向けたアドバイスをします。**無料**で受ける事が出来ますので、この機会を利用して、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう!

- ◆ 特定保健指導を受けるには、次の3つの方法があります。(いずれか1つの方法での受診です。)

1.案内状記載の実施機関で受ける。	御自身で実施機関に予約の上、利用券を持参してください。
2.人間ドック時に受ける。	組合員本人のみ。一部のドック実施機関に限ります。
3.所属訪問型で受ける。	組合員本人のみ。委託先より所属を通してお電話いたします。 【委託先: SOMPOヘルスサポート株】

- ◆ 特定保健指導の詳しい内容については、お手元に届く利用券に同封の案内文または当支部HPをご覧ください。

公立学校共済組合山形支部

検索



お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882



共済組合・互助会の貸付のご案内

～ 借入れをご検討されている方はぜひご利用ください ～

共済組合及び互助会では、組合員が臨時に資金を必要とする場合のための貸付事業を行っています。平成30年1月から従来の利率から大幅に引き下げられました。

貸付利率

共済組合	貸付の種類	利率(変動) ※()内は平成29年12月までの利率	
	一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年1.32% (年2.72%)	
	住宅災害・災害貸付け	年0.99% (年1.72%)	
	住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	年1.06% (年2.46%)	
	高額医療・出産貸付け	無利息	

※利率は貸付保険料率0.06%を含みます。

互助会	貸付の種類	利率(固定) ※()内は平成29年12月までの利率	
	生活・入学・教育・自動車・研修旅行・物品購入資金	年1.26%	(年1.98%)
住宅資金	(年3.24%)		

※貸付保険料は互助会が負担しますので、借受人の負担はありません。

	締切日・貸付日		返済方法 (自動天引き)
共済組合	住宅・介護構造住宅・住宅災害貸付け	締切日 … 月末 貸付日 … 翌月25日	給与・賞与
	一般・教育貸付け等	締切日 … 5日 貸付日 … 当月25日	
互助会	随時(申込書受理後、不備等がなければ7日～10日で貸付)		給与のみ

※人事異動により他部局等に異動された場合は、異動先により返済方法が異なります。

※償還金猶予制度があります。(育児・介護休業等で休職する場合の希望する期間)

※繰上償還をする場合の手数料はかかりません。

※申込方法や添付書類は、公立学校共済組合山形支部及び山形県教職員互助会のホームページをご覧ください。



ご連絡ください!

おたすけろくん

お問い合わせ先 ☎ 貸付担当 023-631-5950 互助会 023-631-5115

リフレッシュ補助券について

リフレッシュ補助券はお使いになりましたか？

まだお手元にある方は夏休みのリフレッシュにぜひご利用ください！

有効期限は **令和2年3月31日まで** ですが、早めのご利用をオススメします！

契約事業所

- 旅行者 ○ 公共の宿(県内24か所)
- レジャー施設(リナワールド・クラゲドリーム館)
- 映画館 ○ ゴルフ場 ○ 美術館 ほか

※詳しくはリフレッシュ補助券の綴り又は
互助会HPをご覧ください。

山形県教職員互助会

検索



(みずいろ 1,000円券 × 3枚)



(オレンジ 500円券 × 1枚)

《ご注意ください》

契約事業所以外で利用することはできません。

ご利用の際は、契約事業所を確認のうえ、
ご利用くださるようお願いいたします。

入学祝金について

入学祝金の請求はされましたか？

扶養関係は問わないため、夫婦ともに会員の場合はそれぞれの会員に給付されます。

入学祝金

- 給付額 … 10,000円
- 給付要件 … お子様が小学校・中学校・
高等学校等に入学したとき
- 提出書類 … 「入学祝金請求書」
※添付書類は必要ありません。
- 請求の時効 … 事実発生日から3年以内



お問い合わせ先 ☎ 互助会 023-631-5115

標準報酬月額とは？

給与支給明細書に記載されている「標準報酬月額」って何？



「標準報酬月額」はどのように決められるの？



組合員から徴収する掛金等の算定、各種給付金や年金の算定の基礎となるのが「標準報酬月額」です。



新たに公立学校共済組合員となった時に決定される「資格取得時決定」や4～6月の報酬の平均値から決定される「定時決定」などがあります。

標準報酬月額の決定方法

	内 容	対 象 者
資格取得時決定	組合員の資格を新たに取得した月の報酬により決定する。	新規組合員
定時決定	毎年4～6月までの3ヵ月間の報酬の平均により決定する。 (適用日は9月1日)	全員(※1)
随時改定	「固定的給与(※2)の変動や給与体系の変更(※3)があった月以後の3ヵ月間の報酬の平均値から算定された標準報酬の等級」と「従前標準報酬の等級」に 2等級以上の差がある場合 に適用される。	要件を満たした者
育児休業等終了時改定(※4)	育児休業等の終了時に報酬が変動したとき、「育児休業等が終了した日の翌日が属する月以後の3ヵ月間の報酬の平均値から算出された標準報酬月額」と「従前標準報酬の等級」に 1等級以上の差がある場合 に適用される。	要件を満たした者

※1 7～9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定が行われる者は対象外。

※2 固定的給与とは、給料・管理職手当・扶養手当・通勤手当・住居手当などが挙げられる。

※3 給与体系の変更については、昇格による時間外手当の不支給などが想定される。

※4 組合員からの申出が必要。

その他の詳細は、各所属に送付している「福利厚生事務の手引き(標準報酬制編)」でご確認下さい。

お問合せ先 ☎ 庶務係 023-630-2883

年金待機者登録について



かめるん

○ 年金待機者登録とは

公立学校共済組合に加入していた組合員が退職後に老齢を事由として受け取る年金を老齢厚生年金といいますが、老齢厚生年金は退職後に支給開始年齢に到達するまで支給されません。支給開始年齢前に組合員が退職したときは公立学校共済組合の年金待機者として登録されます。



年金待機者登録の対象者は？

年金待機者登録の対象となる人は退職した人のうち

- ① 民間企業に再就職する人
- ② 再任用短時間勤務、非常勤教職員または時間講師になる人など社会保険に加入しない就業をする人
- ③ 私立学校の教職員になる人。
- ④ 退職後再就職をしない人

以上に該当する人が年金待機登録の対象者となります。



年金待機者登録の手続きをするにはどうしたらいいの？

年金待機者登録をするには手続きに必要な以下の書類を公立学校共済組合山形支部に提出する必要があります。

- ① 所属所に送られてくる「退職届書」1部
- ② 「退職まで記載のある履歴書」(退職までの給付に関する発令や、定年退職に関する発令を手書きで記載してください。)2部(両面コピー、A4サイズ)



年金待機者登録の手続きをした後はどうなるの？

年金待機者登録の手続きが終わったあと、実際に登録が完了するまでは約3～6か月かかります。登録が完了すると共済本部から「年金待機者登録通知書」が送付されます。この通知書には、年金待機者番号、氏名、組合員期間等が記載されていますので、ご確認ください。

「年金待機者番号」は、公立学校共済組合において年金待機者の年金記録情報を管理する番号です。

将来、年金を請求するまでの間に年金に関する相談をする際にも、この番号を使用しますので、大切に保管してください。

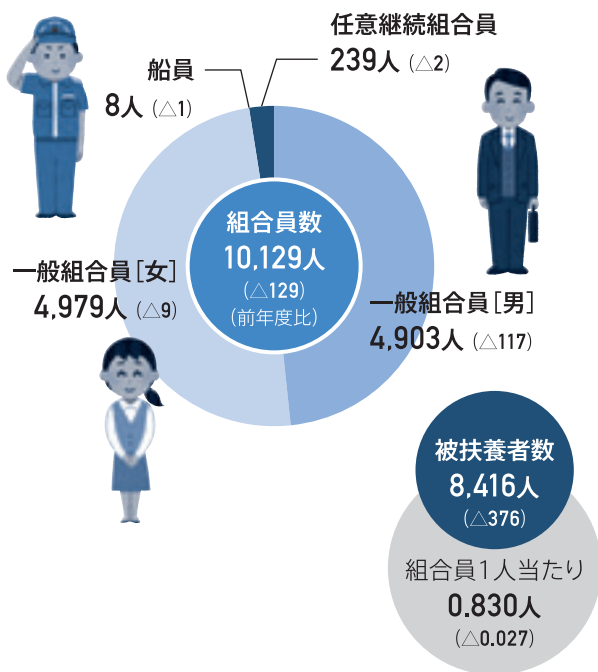
- 年金待機者登録の手続きを行う場合は所属所の事務担当者を通して、山形支部年金担当までご連絡をお願いします。



お問い合わせ先 ☎ 年金担当 023-630-2887

平成30年度公立学校共済組合山形支部決算は、令和元年5月30日の支部運営審議会において承認されました。

1 組合員数・被扶養者数 H31.3.31現在



2 各経理の決算

短期経理

掛金・負担金等の収入総額は、67億1475万7千円となり、これを財源に下記医療費等の支払をしました。

収入総額と下記医療賞等との差額については、本部へ送金し、主に高齢者の医療費等に充てられます。

区分	件数(件)	金額(千円)
法定給付		
保健給付	263,270	2,458,165
休業給付	1,667	314,649
災害給付	1	320
計	264,938	2,773,134
附加給付・一部負担金払戻金	2,113	65,476
合計	267,051	2,838,610

長期給付に係る経理

掛金・負担金等の収入総額は、178億6380万4千円となり、年金の財源として本部へ送金しました。

保健経理

組合員とその家族の健康保持・増進を目的として下記保健事業を実施しました。

事業名	金額(千円)	実績等
人間ドック(一泊二日コース)	88,774	1,566人
内視鏡付人間ドック(胃部・大腸)	9,640	146人
内視鏡付人間ドック(胃部)	14,353	247人
人間ドック(日帰りコース)	31,345	1,141人
脳ドック	8,737	257人
脳と心のトータルケア付人間ドック	7,871	117人
婦人がん検診	9,450	子宮がん1,158人 乳がん 425人
被扶養者健康診断	2,007	94人
歯周疾患検診	336	73人
こころと体のリフレッシュ講座	523	27所属
生活習慣病予防のための栄養講座	68	62人
健康ウォーキング事業	538	195組584人
メンタルヘルスセミナー	33	415人
メンタルヘルス健康相談	30	3件
健康管理図書(卓上カレンダー)配付	1,878	全組合員
アドバイザー派遣	174	リワーク 1回 メンタル 8回
保養施設等宿泊利用補助	1,624	812人
55生活設計講座	165	367人
若年層向けライフプランセミナー	68	47人
特定健康診査・特定保健指導	23,772	—
合計	201,386	—

貸付経理

下記のとおり新規貸付を行いました。

貸付種別	件数(件)	金額(千円)
一般貸付	88	129,400
住宅貸付	9	98,300
介護構造貸付	1	3,000
教育貸付	29	55,200
結婚貸付	2	2,900
合計	129	288,800

平成30年度山形県教職員互助会決算は、6月18日開催の評議員会において承認されました。

1 会員・家族数

H31.3.31現在

区分	平成30年度	前年度比
会員	10,045人	△177人
家族	8,461人	△380人

2 各事業の決算

一般給付事業

事業活動収入総額90,481千円に対し、下記事業等に支出しました。

・家族療養見舞金	38,020千円
・出産・傷病見舞金及び埋葬料	11,915千円

福祉事業

事業活動収入総額226,080千円に対し、下記事業等に支出しました。

・会員療養見舞金	101,949千円
・結婚祝金等の給付事業費(上記除く)	44,293千円
・リフレッシュ推進事業等の福祉事業費	34,540千円

退職給付事業

事業活動収入総額は133,732千円となり、下記事業等を実施しました。

・退職生業資金	270,155千円
・会員・配偶者弔慰金	4,800千円
・貸付事業費	263,200千円

なお、当該事業は、会員からいただいた掛金を積み立て、貸付事業などで運用したうえで、最終的に退職生業資金として会員に給付する事業のため、単年度の収支は一致しません。

貸付状況

貸付種別	件数(件)	金額(千円)
生活資金	104	85,100
入学資金	6	7,400
住宅資金	5	22,700
研修旅行資金	0	0
自動車資金	64	100,000
教育資金	28	46,700
物品購入資金	2	1,300
合計	209	263,200
平成30年度末貸付残高	706	603,989

退職互助部事業

事業活動収入総額247,882千円に対し、下記事業等に支出しました。

・療養補助金	93,762千円
・脱退一時金等の給付事業費(上記除く)	188,929千円
・施設利用補助費等の福祉事業費	10,829千円

加入者数

区分	平成30年度	前年度比
現職加入者	7,350人	△382人
特別加入者	8,260人	△69人

公益事業関係

「スクールコンサート」を県内36校で実施し、事業活動支出総額は7,304千円となりました。

管理費関係

法人全体に関わる管理費で、958千円を支出しました。

被扶養者の資格確認を実施します

共済組合では1年に一度、家族の状況・収入等を調査し、被扶養者としての資格要件を満たしているか、書類審査を行っています。今年も対象者には所属所から「家族調書」を配布しておりますので、ご協力をお願いいたします。

…… 審査の結果、被扶養者が資格要件を欠いていたことが判明した場合 ……
 → → → 取消の事実が発生した日まで遡って認定の取消となります!!! ← ← ←



じゃあどういときに取消になるのかなあ?

被扶養者が就職をして就職先の健康保険に加入したとき

年額130万円以上の収入が見込めるとき

月額108,334円以上の収入が3ヶ月以上継続すると見込めるようになったとき

雇用保険を受給し始めたとき

公的年金受給の開始により年額180万円以上の収入が見込めるようになったとき

などなど タンキちゃん



日頃から被扶養者の収入状況を確認するようにしてください。何か変化があった時は要注意です!所属の事務担当に相談するようにしましょう。



お住まいの市町村から公費負担医療制度の適用を受けていませんか?

届出が必要です!

組合員または被扶養者の方が「公費負担医療制度」の適用者となられた場合は、医療機関で支払う医療費の自己負担額が公費で助成(自己負担額の全額又は一部免除)されます。この場合、公費からの助成と共済組合からの給付との重複支給を避けるため給付の調整を行います。

「適用者となった場合」、「適用者でなくなった場合」及び「自己負担割合が変更された場合」は、共済組合へ報告してください。



Q: 報告が必要な医療制度って?

A: 「重度心身障がい(児)者医療給付制度」と「ひとり親家庭等医療給付制度」の二つです。

Q: 報告ってどうすればいいの?

A: 市町村から各医療証が発行される都度、その証の写しを共済組合へ提出してください。

報告がなかったり遅延したりすると誤った給付が行われてしまうことがあります。その場合、後日返還していただくことがあるため、遅滞なく報告してください。

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884